

東京 2 0 2 1 オリンピック聖火リレーの実施に伴う京都府における 無人航空機の規制について

令和 3 年 5 月 12 日に京都府から、5 月 25 日 (火)・26 日 (水) に実施を予定している京都府内の聖火リレーについて「公道を走る聖火リレーは中止し、JR 亀岡駅北側にあるサンガスタジアム by KYOCERA (京都府立京都スタジアム：亀岡市) において無観客でリレーと点火セレモニーのみを実施する予定である。(5 月 25 日及び 26 日の 2 日間)」との発表がありましたので、この措置に伴う無人航空機に係る規制についてお知らせいたします。

聖火リレーを実施することとなった京都スタジアムの上空やその周辺では、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法により特別の措置が講じられることとなっております。

これにより小型無人機 (注 1) についても、小型無人機等飛行禁止法の規定に基づき、大会関係施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね 300 メートルの地域の上空における小型無人機等の飛行が禁止されます。

この規定に違反された場合は 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される場合がございますので、聖火リレー実施日の京都スタジアム周辺での不要不急の飛行はご遠慮ください。

上記内容または無人航空機の飛行に関するご不明点等がございましたらお気軽に当団体までお問い合わせください。

(注 1) 小型無人機には 200g 未満の機体も含まれます。

参考文献

○<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000281523.html> (京都市 HP)

○<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html> (警視庁 HP)